

令和 4 年第 1 回定例会
 (厚生文教委員会)
 議案第 19 号資料

令和 4 年 3 月 4 日
 福祉保健部自立生活支援課

障害のある人もない人も共に学び共に生きる社会を目指す小金井市条例の一部を改正する条例の各条項における改正の根拠等について

改正箇所	改正内容	改正根拠等
第 2 条第 1 号	「障害者手帳等の有無にかかわらず」を追記	<ul style="list-style-type: none"> ・ 解釈上含まれていたものを明記 ・ 多摩 6 市中 2 市が規定
	「高次脳機能障害」を追記	<ul style="list-style-type: none"> ・ 解釈上含まれていたものを明記 ・ 多摩 6 市中 3 市が規定
	「周期的」を追記	<ul style="list-style-type: none"> ・ 解釈上含まれていたものを明記 ・ 差別解消法の国会審議における答弁
第 2 条第 3 号	新設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多摩 6 市中 3 市が規定 ・ 権利条約第 2 条における「障害に基づく差別」の定義を引用 ・ 関連差別を含めるため「障害に基づく」を「障害又は障害に関することを理由として行われる」と規定
第 2 条第 5 号	「障害を理由として」を「障害者に対し」に修正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 号との重複した言い回しの回避 ・ 基本法第 4 条第 1 項を参考
	「不当な取扱い」を「不当な差別的取扱い」に修正	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 号との整合
第 8 条	新設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多摩 6 市中 3 市が規定 ・ 都条例第 7 条第 1 項との整合 ・ 差別解消法第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項との整合
第 9 条第 1 項	事業者による合理的な配慮の提供の義務化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都条例第 7 条第 2 項との整合 ・ 差別解消法の一部を改正する法律による改正後の同法第 8 条第 2 項との整合 ・ 多摩 6 市中 4 市が義務
	「当該障害者の性別、年齢、障害の状態等に応じて」配慮しなければならない旨を追記	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都条例第 7 条第 2 項との整合 ・ 差別解消法第 7 条第 2 項及び第 8 条第 2 項との整合 ・ 多摩 6 市中 1 市が規定
第 9 条第 1 項第 10 号	新設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多摩 6 市中 4 市が規定
第 9 条第 1 項第 11 号	新設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多摩 6 市中 1 市が規定 ・ 本条例制定時の付帯決議（参政権についての合理的配慮を個別明記すること。）
第 9 条第 1 項第 12 号	新設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多摩 6 市中 5 市が規定
第 9 条第 2 項	「当該障害者の性別、年齢、障害の状態等に応じて」配慮しなければならない旨を追記	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 1 項との整合 ・ 多摩 6 市中 1 市が規定
第 9 条第 3 項	新規	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多摩 6 市中 2 市が規定 ・ 事業者による合理的な配慮の義務化に伴う財政的支援措置の検討

第 10 条第 1 項	「筆談」、「点字」、「拡大文字」、「平易な表現」を追記	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都条例第 15 条第 1 項を一部引用 ・ 他自治体の手話言語条例等を参考
第 10 条第 2 項	新設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都条例第 16 条との整合 ・ 権利条約第 2 条における「言語」の定義を反映 ・ 基本法第 3 条第 3 項の考え方を反映 ・ 他自治体の差別解消条例における手話言語に係る規定を参考
第 11 条第 2 項	新設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 制定時の議会審議及び小金井市地域自立支援協議会委員から出された「教育に関する規定の主語を市及び教育委員会に改てはどうか」という意見を反映 ・ 地方教育行政法との関係から、教育に関する規定の主語は改正せず、本項において両者の連携を規定
第 18 条第 1 項	新設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都条例第 13 条第 1 項との整合 ・ 多摩 6 市中 5 市が規定
第 18 条第 2 項	新設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都条例第 13 条第 2 項との整合 ・ 多摩 6 市中 5 市が規定
付則第 1 項	施行期日を規定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和 4 年 4 月 1 日から施行
付則第 2 項	検討について規定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 積み残した課題の見直し ・ 改正法の施行状況を踏まえた見直し

- ※ 多摩 6 市とは、差別解消条例を施行済みの 6 市（八王子市、立川市、青梅市、日野市、国立市、多摩市）をいう。
- ※ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）」は「差別解消法」と略す。
- ※ 「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（平成 30 年条例第 86 号）」は「都条例」と略す。
- ※ 「障害者の権利に関する条約（平成 26 年条約第 1 号）」は「権利条約」と略す。
- ※ 「障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）」は「基本法」と略す。
- ※ 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）」は「地方教育行政法」と略す。